

【下水道審議会関係例規】

●那須塩原市下水道条例（抄）

平成17年1月1日

条例第191号

（審議会）

第46条 市長は、公共下水道事業に関し必要な事項を調査審議させるため、那須塩原市下水道審議会を置く。

●那須塩原市下水道審議会規則

平成17年1月1日

規則第146号

（趣旨）

第1条 この規則は、那須塩原市下水道条例（平成17年那須塩原市条例第191号）第46条の規定に基づき、那須塩原市下水道審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項を調査、審議する。

- (1) 下水道の基本的事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか下水道に関して市長が必要と認めること。

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 下水道を使用する者
- (3) 下水道に関係する団体の構成員

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が当該職を失ったときは、任期中においても委員の職を失う。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、その選出は委員の互選とする。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長に事故があるとき、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、審議会の決定事項を市長に答申しなければならない。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、上下水道部下水道課において処理する。